

保護観察官の仕事について感じること

三樹 尚子

水戸保護観察所処遇部門

○略歴

平成25年4月 北海道地方更生保護委員会事務局更生保護管理官付
(民間協力団体等関係事務担当)

平成27年4月 札幌保護観察所企画調整課(庶務係)

平成28年4月 水戸保護観察所保護観察官(現職)



水戸保護観察所の受付窓口

○1日のスケジュール

- 8:30 登庁。メールや保護司からの報告書の確認、保護司と電話で処遇協議など。
- 11:00 担当する保護観察対象者の専門的処遇プログラム及び面接を実施
- 12:00 昼休み
- 13:00 担当地区で行われる保護司研修で講義を実施
- 15:00 保護司と共に保護観察対象者の自宅を訪問
- 16:30 帰庁。面接を実施した対象者の面接票の作成、明日の予定の確認など。
- 17:15 退庁

業務紹介

現在私は、地区担当官として保護観察及び生活環境調整業務を主に担当しています。面接を通じて保護観察対象者の問題性を把握し、保護司の方々と協力しながら、彼らが再び罪を犯すことがないように生活状況を見守り、必要な指導・助言を行います。また、薬物施策班として、「薬物再乱用防止プログラム」の集団処遇におけるファシリテーター(進行)役なども務めています。

保護観察対象者が抱える問題性は、生育環境、心身の状態、人間関係等多岐に渡っており、社会の中で落ち着いた生活を送ることには様々な困難が伴います。彼らに対してどのようなアプローチを行っていくか、保護観察処遇に一律な答えは存在しないだけに、頭を悩ませる日々です。

そのような中で、彼らの更生のために日夜を問わず尽力してくださる保護司の方々の存在を始め、更生保護ボランティア団体や関係機関などの地域における多くの方々の支えは、非常に心強いものです。保護観察官の仕事は決して一人で成り立つものではありません。地域に暮らす人々と共に行うことに意味があり、そこにやりがいもあると感じています。

受験生の皆さんへのメッセージ

人の更生に寄り添い、その変化を見届ける仕事です。
興味が湧いたら、ぜひチャレンジしてみてください。

